

平成27年度 事務事業評価シート

章	1	やさしさと共生するまち
節	4	男女共同参画社会の実現
施策	I	男女の人権が尊重される社会の実現
目標	男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現する。	

指標名	単位	基準値 H16	中間値 H21	実績値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27
指標①	男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合	%	14.2	—	—	12.4	—	—	12	0
指標②	民間シェルター（配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設）利用者の市民の人数	人	3 (13)	5 (9)	8 (12)	14 (22)	5 (9)	5 (7)	7 (14)	5 (10)

施策コード	施策の基本的な方向	主要な施策	具体的な内容
1-①	1 男女平等の条件づくり	① 家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発	・男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発に努めます。
1-②	1 男女平等の条件づくり	② 家庭生活への男性の参画促進	・家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護等の参画促進に努めます。
2-①	2 女性の人権保護	① 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実	・関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実を努めます。

NO	施策	事業名 【事務事業 コード】	部名及びグ ループ名	開始 年度	終了 年度	事業 区分	会計 種別	Plan・Do											Check						Action								
								事業概要				事業の成果、目標						各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【単位：千円】						第2期基本計画第3次実施計画期 間中(H24～H27)における事業内 容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事 項など (妥当性、有効性、効率性、 成果)	今後の事業の方 向性 【H28以降】					
								事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業 の場合は、施 設名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、 要綱等	指標名	単位	H25 実績	H26 実績	H27 目標	H28 目標	H29 目標	H30 目標	名称	H25 決算	H26 決算						H27 予算	H28 予算案	H29 予算案	H30 予算案	
1	1-①	男女共同参 画社会づく り事業  14111001	市民 生活部	市民 サー ビス G	H9	—	ソフト 一般 会計	登別市男女共同 参画基本計画に基 づき、女性と男性 がお互いを尊重 し、それぞれの個 性と能力を発揮し て共に支え合う、 男女共同参画社会 の形成を図るこ とを目的とする。	H25	市民	登別市男女共同参画社会づくり推進会議と意見交換を図りながら、登別市男女共同参画第2次基本計画（はあもにいプラン21）の実施計画搭載事業を推進した。 【事業内容】男女共同参画に関する市民団体の活動支援（のぼりべつ男女平等参画懇話会、プラタナス）、市民団体の男女共同参画フォーラムの開催支援、広報のぼりべつ「小特集」の企画編集（年1回）、情報紙「アングラ」の発行（年1回）、小学校4年生向け啓発冊子、アンケートの実施、出前講座（男性料理教室）、男女共同参画週間に向けた作品展、等	男女共同参画基本 法、北海道男女平 等参画推進条例	審議会等委員の女 性の登用率	%	25	24	40	40	40	40	国庫 支出金								H25 以前	維持	平成24年度に実施した男女共同参画に関する意識調査において、家庭では、男女が共同で家事を分担する意識の高まりが見られるが、社会情勢の変化に伴う新たな課題やワークライフ・バランスなど、依然として課題があることから、引き続き事業に取り組んでいく。	男女共同参画社会の形成を図るため、登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）の実施計画搭載事業を推進していく。	
									H26	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									地方債								H26				
									H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	市内事業所における正規従業員の女性の割合（調査が隔年実施のため、平成26年度労働基本調査は未実施）	%	36.31	—	45	50	50	50	一般 財源	130	76	111	163	163	163		H27				
															合計	130	76	111	163	163	163												
2	2-①	男女共同参 画社会づく り事業（民 間シェル ター運営補 助金）  14121001	市民 生活部	市民 サー ビス G	H12	—	ソフト 一般 会計	配偶者やパート ナーなどの親密な 関係にある者から の暴力から逃れる 女性を守ることに より、女性の人権 と尊厳を守り、男 女が対等に生きる ことができる社会 を実現することを 目的とする。	H25	NPO法人 ウイメンズ・マ スカカーネ	室蘭市、伊達市と3市により、配偶者からの暴力被害者保護のための民間シェルターを設置する「NPO法人ウイメンズネットワーク・マスカカーネ」の運営を補助し活動の支援を行った。また、当市におけるDV被害者相談に対して関係機関と連携を図り、被害者本位の対応を行った。（自立支援の活動として、自立後のサポート業務のほか、子どもの居場所ポケットの運営、シェルター入所中の子どもに対するティーンプログラムの実施、子どもボランティア研修事業等を行った。）	配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法 律	自立割合（夫の元 へ戻らない場合）	%	80	100	100	100	100	100	国庫 支出金								H25 以前	維持	『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』に基づき、行政として関係機関と連携を図り、配偶者暴力に関する方針を追加し、配偶者暴力による被害者からの暴力や支援体制の充実を努めるためシェルターを支援する意義は大きく、継続した補助が必要である。	登別市男女共同参画基本計画（第2次）において、配偶者暴力に関する方針を追加し、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。	
									H26	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									地方債												H26
									H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	シェルター利用者（登別市民の数）	人	7	14	14	16	18	20	一般 財源	150	150	150	300	300	300		H27				
															合計	150	150	150	300	300	300												